

第39回販売士(1級)検定試験施行要領

1. 施行日時

平成24年2月15日(第3水曜日)受験上の説明 午前9時30分より
試験開始 午前9時50分より

2. 場 所

下関商工会館3階 (下関市南部町21-19)

3. 試験の科目及び内容 (内容・時間割等別紙参照)

- ・筆記試験 『小売業の類型』『マーチャンダイジング』
『ストアオペレーション』『マーケティング』
『販売・経営管理』
- ・面接試験

4. 試験の一部免除

前々回または前回の試験で科目別合格した科目

受験申込時に科目別合格証明書を提出してください。

なお、受験を希望する方は当該科目を受験しても構いませんが、この場合は当免除規定は適用しません。

免 除 の 要 件		免除する科目試験
(1)	筆記試験で70点以上の得点を得た者	当該科目
(2)	面接試験で合格した者	面接試験

5. 受 験 資 格

制限はありません。

6. 受 験 料

7,500円(税込)

(受験を取り消されても返却いたしません。)

7. 受験申込み方法

申込期間

平成23年12月15日(木)～平成24年1月23日(月)

別紙申込書に受験料を添えて下関商工会議所振興部へ申し込み下さい。
写真1枚(申込時の3ヵ月以内に撮影した上半身、正面脱帽、無背景、
大きさ縦3cm×横2.5cm、裏面に氏名記入のもの)を所定欄に貼付
して下さい。

8. 合格の判定

筆記試験については各科目100点をもって満点とし、その得点が平均して70点以上であり、かつ面接試験で合格と判断された方で、中央検定試験委員会が認めた方を合格とします。

ただし、筆記試験について、50点に満たない科目がある場合は不合格となります。

9. 科目別合格制度

前項の基準に達せず不合格となった場合でも、70点以上の科目については科目別合格として認められ、その直後から実施される2度の検定試験まで保留され、免除科目となります。

その場合、発行された科目別合格証明書に記載された得点が、該当試験の合格判定における得点平均の対象となります。

10. 注意事項

(1) 申込書は、本人直筆でご記入下さい。

(2) 受験当日持参するもの

①受験票 ②黒鉛筆(HBまたはB)及び消しゴム ③計算用具

④身分証明書(運転免許証・パスポート・学生証など氏名・生年月日・顔写真で確認できるもの)

主 催 日本商工会議所・全国商工会連合会・下関商工会議所

後 援 経済産業省・中小企業庁

本検定試験に関するお問い合わせは

下関商工会議所 振興部

〒750-8513 下関市南部町21番19号

電話(083)222-3333

販売士検定試験問題の科目及び内容（１級）

科 目	内 容	制限時間	
小売業の類型	1. 流通業界を取り巻く環境変化と課題 2. 流通システムの変革と小売業の課題 3. 組織形態別小売業の課題と方向 4. 店舗形態別小売業の課題と方向 5. チェーンストアおよび中小小売業の課題と方向 6. 商業集積の課題と方向	50分 100分	9:30 9:50
マーチャンダイジング	1. マーチャンダイジング戦略概論 2. 仕入計画と在庫管理の実務 3. 商品計画と商品予算の実務 4. 価格政策の実務 5. 商品管理の実務 6. 販売計画の実務 7. 物流システムの実務	50分	11:30 12:30
休 憩		60分	12:40
ストアオペレーション	1. 店舗運営サイクルの戦略的展開 2. 購買促進策の戦略的展開 3. 発注の戦略的展開 4. L S P（レイバースケジューリングプログラム）の戦略的展開 5. ローコストオペレーションの戦力的展開 6. 人的販売と販売員指導の実務	50分 100分	14:20 14:30
マーケティング	1. 小売業のマイクロマーケティング戦略の実践 2. ニューマーケティングの台頭 3. ライフスタイルとマーケティング戦略 4. 顧客戦略の実務 5. マーケティングリサーチの実務 6. 出店戦略と商圈分析の実務 7. 販売促進とプライシングの戦略的展開	50分	14:40
休 憩		10分	15:30
販売・経営管理	1. 販売管理者と経営者の使命 2. 小売業の経営に関する法律 3. 小売業の管理組織の特徴 4. 小売業の人事管理 5. 従業員管理と能力開発 6. 小売業の財務分析とキャッシュフロー 7. 小売業のリスクマネジメント	50分	

※筆記試験終了後、面接試験になります。

「受験者への連絡・注意事項」

●受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

●入場許可

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

●遅刻

試験開始後の試験会場への入場は認めません。

●本人確認

受験に際しては、身分証明書を携帯してください。

●試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験委員の指示に従わない者

試験中に、助言を与えたり、受けたりする者

試験問題等を複写する者

答案用紙を持ち出す者

本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者

他の受験者に対する迷惑行為を行う者

暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者

その他の不正行為を行う者

●飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

●答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

●合格証書の再発行

合格証書の再発行はできません。

●試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成、合格証書・合格証明書の発行および検定試験に関する連絡・各種情報提供の目的にのみ使用いたします。

第 3 9 回 販売士検定試験 1 級 申込書

(施行日 平成 2 4 年 2 月 1 5 日)

※申込書への記入は、原則として受験者本人の自筆とする。★必須記入項目。

フリガナ																													★性 別		1 級のみ写真貼付 のりしろ ・写真の大きさ (3cm×2.5cm) 上半身・正面脱帽・最近3ヵ月 以内に撮影したもの。 ・写真の裏には氏名・生年月日 を記入してください。 ・この写真は、合格したとき認 定証に貼付します。
★氏 名	姓													名													男：1		女：2		
★生 年 月 日	1 9				年				月				日生						(					歳)							
★フリガナ 現 住 所 フリガナ	〒					—				★電話																					
学 校 名 ま た は 勤 務 先 等													所属部課名または学年												販売士 合格バッヂ	・購入する ・不要					
	(名称)																														
													電 話 番 号																		
(所在地) 〒																															
職業別分類 (あてはまる数字 を記入してくだ さい)	1：百貨店 2：スーパーマーケット 3：総合品ぞろえスーパー 4：専門店チェーン 5：コンビニエンスストア 6：一般小売業 7：その他小売業 8：卸売業 9：製造業 10：大学生 11：短大生 12：専門・各種学校生 13：高校生 14：サービス業・飲食業 15：コンサルタント業 16：無職 17：その他																														
★免除科目	小 売 業 の 類 型	マ ー ケ ッ ン グ イ ン ギ ン グ	マ ー ケ ッ テ ィ ン グ	販 売 ・ 経 営 管 理	※該当する科目に○印をつけてください ※科目別合格証明書を添付すること フリガナ 団体名 _____												同封記載の「受験者への連絡・注意事項」を承諾し、 受験申し込みいたします。 ★本人署名 _____														

受付日

試 験 会 場	受 験 番 号	合 格 証 書 番 号	合 ・ 否
下関商工会館			

下関商工会議所

(注)試験に合格されますと販売士として登録されますが、データベース・システムの都合上、氏名・住所はJ I S (日本工業規格)漢字コードの第 1 水準・第 2 水準の文字でのみ登録が可能です。つきましては、氏名・住所に第 1 水準・第 2 水準以外の文字 (例：「高 (はしごだか)」「崎 (たちさき)」など) が含まれる場合は、第 1 水準・第 2 水準の文字 (例：「高」「崎」といった文字、またはカタカナ) で当該欄にご記入くださいますようお願い申し上げます。合格証書、認定証(カード)、郵便物の宛先も第 1 水準・第 2 水準の文字での表記となります。
なお、第 1 水準・第 2 水準以外の文字でのご記入があった場合には、事務局にて第 1 水準・第 2 水準の文字に変更して登録いたしますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。